

再就職した際の「資格喪失申請」について

再就職に伴い新しい資格を取得した場合、任意継続は「資格喪失申請」が必要です。下記【3点をセット】にした資格喪失申請（脱退）の手続きをお願いいたします。

※手続きは、再就職先から被保険者証（保険証）の交付を受けてからとなります。
重複加入となりますので早めの申請をお願いいたします。

- 【1】同封の「任意継続被保険者資格喪失申請書 兼還付申請書」(任継03)
- 【2】新しい被保険者証（保険証）表面のコピー1部 (家族分含む写しが必要)
- 【3】任意継続被保険者証（保険証） (家族分含む返却が必要)

※【2】【3】で扶養するご家族様分がある場合はご一緒をお願いいたします。

※住所など変更の場合は、同封の「氏名・住所・変更届」(任継02)も提出

(申請先) 〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町29番11号

日本電気健康保険組合 任意継続担当 宛

////////// 保険料と新旧保険証について //////////

◎保険料納付と返金について

(1)月払いの方

任意継続保険料は、再就職先健保の資格取得日の属する月の前月分まで必要ですが、再就職先の健康保険資格取得日が11日以降のときはその月の保険料も一旦納付してください。後日、銀行振込で返金いたします。

(2)半期または年間の前納払いの方

過払い分保険料は、後日銀行振込で返金いたします。

(注1)再就職先健保の資格取得日の属する月以降の保険料は戻ります。

(3)同月内での加入と脱退のケース

例えば、6月20日退職で6月25日再就職(健保資格取得)の場合には1ヵ月分の保険料が必要となります。

(注2)保険料は月単位で日割はありません。

◎任意継続被保険者証（保険証）の使用について (旧)

再就職先に健康保険の資格取得日を確認してください。

任意継続被保険者証(保険証)の使用は、再就職先健保の資格取得日の前日までです。

◎新しい被保険者証（保険証）の交付前に受診などが必要な場合 (新)

再就職先に仮の保険証(健康保険資格取得証明書など)を発行依頼しこちらを使ってください。

(注3)窓口で全額負担の場合、精算方法など再就職先に確認してください。